

東京都地域医療支援ドクター専門研修要領

平成25年3月27日付24福保医救第1566号

一部改正 平成26年12月15日付26福保医人第1687号

一部改正 令和4年7月1日付4福保医人第1205号

一部改正 令和5年7月1日付5福保医人第842号

(専門研修の申請)

- 1 支援医師は、専門研修を行いたい場合、別記第1号様式の文例により、研修希望計画書を提出するものとする。

(専門研修機関の決定)

- 2 知事は、研修希望計画書に基づき、支援医師が研修を行う専門研修機関を決定するものとする。

なお、支援医師が希望した専門研修機関が都関係施設又は大学附属病院等の場合、知事は別記第2号様式の文例により、開設者等に受入れについて協議を依頼し、別記第3号様式の文例により回答を求めるものとする。

(研修内容の決定)

- 3 専門研修機関において支援医師が行う研修内容については、研修希望計画書に基づき、知事又は保健医療局長及び専門研修機関の開設者等との協議の上、決定する。

(専門研修の手続き)

- 4 専門研修の手続きは、都立施設で研修する場合、研修医師に対し兼務発令を行い、地方独立行政法人東京都立病院機構が開設する病院（以下「都立病院」という。）で研修する場合、「東京都と地方独立行政法人東京都立病院機構との間における相互派遣交流に関する協定書」に基づく派遣手続きを行う。都立施設及び都立病院（以下「都立施設等」という。）以外の専門研修機関で研修する場合は、知事又は保健医療局長は都立施設等以外の開設者等と協議の上、別記第4号様式又は別記第5号様式の文例により覚書又は研修派遣協定を締結する。研修派遣協定書の作成は、保健医療局が行う。

(覚書又は派遣協定の内容の変更)

- 5 上記4に基づき締結した覚書又は派遣協定の内容の変更が必要となった場合、別記第6号様式の文例により、知事又は保健医療局長と都立施設等以外の開設者等との協議に基づき、研修派遣協定又は覚書の内容を変更することができる。

(共済制度)

- 6 研修医師が加入する共済制度は、東京都職員共済組合とする。

(互助制度)

- 7 研修医師が加入する東京都の互助制度は、一般財団法人東京都人材支援事業団とする。

(事務処理)

- 8 東京都地域医療支援ドクターの専門研修に関する事務は、保健医療局医療政策部において処理する。

附 則

この要領は、平成25年3月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。